

25川監公第16号

平成25年12月10日

監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項及び第7項の規定により監査を行いましたので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

川崎市監査委員 村 田 恭 輔

同 奥 宮 京 子

同 菅 原 進

同 宮 原 春 夫

## 監査の種別 財政援助団体等監査

### 監査の対象

#### 1 財政援助団体

川崎市信用保証協会

(所管部局 経済労働局産業振興部金融課)

#### 2 出資団体

(1) 公益財団法人川崎市スポーツ協会

(所管部局 市民・こども局市民スポーツ室)

(2) 公益財団法人川崎市公園緑地協会

(所管部局 建設緑政局緑政部公園管理課)

(3) 公益財団法人川崎市学校給食会

(所管部局 教育委員会事務局学校教育部健康教育課)

(4) 公益財団法人川崎市生涯学習財団

(所管部局 教育委員会事務局生涯学習部生涯学習推進課)

#### 3 指定管理者

(1) 市民プラザNTJ共同事業体

公の施設の名称 川崎市民プラザ

(所管部局 市民・こども局市民生活部庶務課)

(2) 社会福祉法人中川徳生会

公の施設の名称 川崎市特別養護老人ホームこだなか

(所管部局 健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課)

(3) 社会福祉法人川崎聖風福祉会

公の施設の名称 川崎市恵楽園

(所管部局 健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課)

(4) 公益財団法人川崎市公園緑地協会

ア 公の施設の名称 川崎市緑化センター

(所管部局 建設緑政局緑政部公園管理課)

イ 公の施設の名称 大師公園

(所管部局 川崎区役所道路公園センター管理課)

(5) 川崎市スポーツ協会・三井物産ファシリティーズ共同事業体

ア 公の施設の名称 川崎市体育館

(所管部局 川崎区役所まちづくり推進部地域振興課)

イ 公の施設の名称 川崎市とどろきアリーナ

(所管部局 中原区役所まちづくり推進部地域振興課)

(6) 株式会社こどもの森

公の施設の名称 川崎市かわなかじま保育園

(所管部局 川崎区役所こども支援室)

(7) 株式会社明治スポーツプラザ

公の施設の名称 川崎市幸スポーツセンター

川崎市石川記念武道館

(所管部局 幸区役所まちづくり推進部地域振興課)

(8) 川崎市大山街道ふるさと館共同運営事業体

公の施設の名称 川崎市大山街道ふるさと館

(所管部局 高津区役所まちづくり推進部総務課)

(9) 株式会社明治スポーツプラザ・公益財団法人川崎市スポーツ協会共同  
事業体

公の施設の名称 川崎市宮前スポーツセンター

(所管部局 宮前区役所まちづくり推進部地域振興課)

(10) アクティオ株式会社

公の施設の名称 川崎市有馬・野川生涯学習支援施設

(所管部局 宮前区役所まちづくり推進部生涯学習支援課)

(11) 株式会社多摩オールフラッツ

公の施設の名称 川崎市多摩スポーツセンター

(所管部局 多摩区役所まちづくり推進部地域振興課)

(12) シンコースポーツ株式会社

公の施設の名称 川崎市麻生スポーツセンター

(所管部局 麻生区役所まちづくり推進部地域振興課)

監査の範囲 主として平成24年度執行に係る出納その他の事務

監査の期間 平成25年9月2日から平成25年11月28日まで

監査委員の除斥

村田恭輔監査委員は、平成24年度において川崎市信用保証協会会長の職にあつたため、当該団体の監査については、地方自治法第199条の2の規定により除斥した。

監査の結果

今回の監査は、財政援助団体は当該財政援助に係る出納その他の事務、出資団体は当該出資に係る出納その他の事務、公の施設の指定管理者は当該公の施設の指定管理に係る出納その他の事務が、関係法令にのっとり、適正かつ正確に執行されているか、また所管部局がこれらの団体に対して、効率的な運営などについて適切な指導監督等を行っているかについて実施した。

監査に当たっては、関係書類について抽出による検査を行うとともに、現地を調査し、関係者から説明を聴取した。

その結果、おおむね適正に執行されているものと認められたが、次のとおり改善措置を要する事項があった。これらの事項については、所管部局において対象団体に対する適切な指導監督等を行われたい。

なお、指定管理者が管理を行う施設のうち、スポーツセンター等につい

では、平成22年度に制度所管が教育委員会事務局から市民・こども局へ、管理所管が各区役所へ移管され、また、保育園については、平成23年度に管理所管が市民・こども局から各区役所に移管されているが、指定管理者に対する指導監督をはじめ多くの課題が見受けられた。今後も、指定管理施設の区役所への管理移管が進むと考えられるので、制度所管である本庁部局と管理所管である区役所が協力して指導監督体制の充実を図り、課題の解決に努められたい。

## 1 出資団体及び所管部局について改善措置を要する事項

### (1) 財務諸表を適正に作成すべきもの

公益財団法人川崎市スポーツ協会（以下「スポーツ協会」という。）が作成している平成22年度、23年度（4月～10月期）、23年度（11月～3月期）及び24年度の財務諸表をみたところ、次のような事例があった。

市は、スポーツ協会に対して正確な財務諸表を作成するよう指導するとともに、適切な確認を行われたい。

ア 平成22年度、23年度（4月～10月期）、23年度（11月～3月期）及び24年度の財務諸表に対する注記に係る「うち一般正味財産からの充当額」の特定資産の小計が、貸借対照表の正味財産の部の一般正味財産の内書項目である特定資産への充当額と一致していなかった事例

イ 平成22年度の財務諸表に対する注記のうち基本財産及び特定資産の財源等の内訳に係る当期末残高の額について、全て前期末残高の額が記載されていた事例

ウ 平成23年度（4月～10月期）の財務諸表に対する注記のうち基

本財産及び特定資産の財源等の内訳について、科目名称の表記が「当期末残高」であるところ「前期末残高」としていた事例及び当期末残高に係る内訳金額に当たる「うち一般正味財産からの充当額」が誤って記載されていた事例

(公益財団法人川崎市スポーツ協会)

(市民・こども局市民スポーツ室)

## (2) 収納事務を適正に行うべきもの

市は、等々力緑地釣池の使用料収納事務及び管理業務について、公益財団法人川崎市公園緑地協会（以下「公園緑地協会」という。）と委託契約を締結しており、契約書第15条第2項によると、使用料の収納事務については市の承諾にかかわらず権利義務の譲渡及び再委託が禁止されている。

公園緑地協会の収納に係る事務についてみたところ、等々力緑地釣池の一部の供用時間に係る使用料収納事務を第三者に委託していた。

市は、公園緑地協会に対して、使用料収納事務を適正に行うよう指導されたい。

(公益財団法人川崎市公園緑地協会)

(建設緑政局緑政部公園管理課)

## (3) 監事の監査の公正性を確保すべきもの

公益財団法人川崎市学校給食会（以下「学校給食会」という。）の監事の就任状況についてみたところ、監事2名のうち1名については、別途会計業務に関して顧問契約を締結している公認会計士が就任していた。これは、顧問という立場で財務諸表の作成等について指導した事項を、

監事として自らが監査することになり、監査の公正性の観点から適切ではない。

市は、学校給食会に対して、監事の監査の公正性を確保するよう指導するとともに、内部管理体制の把握にも努められたい。

(公益財団法人川崎市学校給食会)

(教育委員会事務局学校教育部健康教育課)

#### (4) その他改善を要するもの

改善措置を要するもののうち軽易な事項の概要は次のとおりである。

##### ア 会計処理を適正に行うべきもの

(ア) セイコーゴールデングランプリ川崎関連事業実施委託に係る委託料及びスポーツ指導者派遣事業負担金について、スポーツ協会が収入科目を誤って会計処理をしていた事例

(公益財団法人川崎市スポーツ協会)

(市民・こども局市民スポーツ室)

(イ) ばら苑の草花植栽業務委託に係る委託料について、公園緑地協会が支出科目を誤って会計処理をしていた事例

(公益財団法人川崎市公園緑地協会)

(建設緑政局緑政部公園管理課)

(ウ) 学校給食事務システム機器の賃貸借及び保守に関する契約について、公益法人会計基準等に基づき、リース取引の会計処理が適正に行われていなかった事例

(公益財団法人川崎市学校給食会)

(教育委員会事務局学校教育部健康教育課)

##### イ 概算払の精算を適正に行うべきもの

公益財団法人川崎市生涯学習財団人件費補助金等の概算払の精算について、起票日を誤っていた事例

(教育委員会事務局生涯学習部生涯学習推進課)

ウ 小口現金を適正に管理すべきもの

会計規程に定める限度額を超えた小口現金が保管されていた事例

(公益財団法人川崎市公園緑地協会)

(建設緑政局緑政部公園管理課)

エ 切手の出納管理事務を適正に行うべきもの

切手について、出納の記載漏れにより物品出納簿と現存数が一致しなかった事例

(公益財団法人川崎市生涯学習財団)

(教育委員会事務局生涯学習部生涯学習推進課)

オ 貸付金の出納状況を報告すべきもの

学校給食会に対する川崎市立学校における給食用物資購入資金の貸付金について、川崎市学校給食物資購入資金条例施行規則（昭和57年教育委員会規則第1号）に基づく資金の出納状況が市に報告されていなかった事例

(公益財団法人川崎市学校給食会)

(教育委員会事務局学校教育部健康教育課)

## 2 公の施設の指定管理者及び所管部局について改善措置を要する事項

### (1) 共同事業体の収支状況を明確にすべきもの

川崎市宮前スポーツセンターは、代表者を株式会社明治スポーツプラザ、構成員を公益財団法人川崎市スポーツ協会とする共同事業体が指定管理者として管理を行っている。

指定管理者から提出された川崎市宮前スポーツセンターに係る収支決算書をみたところ、代表者が構成員に業務分担分として配分した費用の記載があるのみで、構成員が実際に支出した費用の内容については記載がなかった。

市が、指定管理業務の履行状況や指定管理料の妥当性等を検証するためには、共同事業体としての指定管理業務に関する収支を明確にすることが求められる。

市は、指定管理者に対して、代表者及び構成員の指定管理業務に関する収支を明らかにした共同事業体としての収支決算書を提出するよう指導するとともに、収支状況の適切な確認を行われたい。

(株式会社明治スポーツプラザ・公益財団法人川崎市スポーツ協会共同事業体)

(宮前区役所まちづくり推進部地域振興課)

## (2) 利用料金を適正に徴収すべきもの

川崎市体育館条例（昭和31年条例第14号）第9条第3項及び川崎市とどろきアリーナ条例（平成7年条例第16号）第10条第3項に基づき、川崎市体育館及び川崎市とどろきアリーナにおける利用料金の額は、条例で定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとされている。

早朝及び深夜における施設利用があった場合の利用料金収入についてみたところ、条例の規定に基づく施設専用利用料とは別に、施設利用に係る附帯費として人件費相当額を利用者から徴収していた。

条例に定めのない利用料金を徴収することはできないことから、市は、施設利用に係る収入について適切に把握し、利用料金を適正に徴収する

よう指定管理者に対して指導するとともに、徴収した附帯費の取扱いについて早急に検討されたい。

(川崎市スポーツ協会・三井物産ファシリティーズ共同事業体)

(川崎区役所まちづくり推進部地域振興課、中原区役所まちづくり推進部地域振興課)

### (3) 費用負担の位置付けを明確にすべきもの

川崎市とどろきアリーナにおけるスポーツ大会の開催等に係る収入事務についてみたところ、通常利用では発生しない特別な清掃、準備及び片付け、廃棄物処理等を要する場合に、利用者にこれらに係る経費の負担(以下「特別な費用負担」という。)を求めている。

この特別な費用負担は、川崎市とどろきアリーナ条例第11条の規定に基づく実費相当額に当たるのか、又は、川崎市とどろきアリーナの管理運営に関する基本協定書第13条に定める自主事業に当たるのか、その金額の根拠及び位置付けが不明確であった。

市は、指定管理者と協議し、特別な費用負担に係る位置付けを明確にされたい。

(川崎市スポーツ協会・三井物産ファシリティーズ共同事業体)

(中原区役所まちづくり推進部地域振興課)

### (4) 備品の活用方法について検討すべきもの

地方財政法(昭和23年法律第109号)第8条の規定によると、地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならないとされている。

川崎市とどろきアリーナの備品についてみたところ、市が購入した構内運搬車及び重要物品である構内作業自動車（フォークリフト）について、相当長期間にわたりその活用が図られていなかった。

特に、フォークリフトについては、平成15年度の包括外部監査において有効活用を求める指摘を受け、当時の所管であった教育委員会事務局から、利用者に周知を図り、稼働率を上げる旨の措置報告がなされていた。しかしながら、その後も活用されないまま、平成22年度には管理所管が中原区役所に移管された。

市は、備品の活用方法について再度検討し、速やかに必要な手続を執られたい。

(川崎市スポーツ協会・三井物産ファシリティーズ共同事業体)

(中原区役所まちづくり推進部地域振興課)

#### (5) その他改善を要するもの

改善措置を要するもののうち軽易な事項の概要は次のとおりである。

##### ア 正確な収支状況を報告すべきもの

(ア) 川崎市体育館の収支決算書の一部の科目において予算額を誤って

記載していた事例及び収支決算書の増減説明が誤っていた事例

(川崎市スポーツ協会・三井物産ファシリティーズ共同事業体)

(川崎区役所まちづくり推進部地域振興課)

(イ) 川崎市かわなかじま保育園において、収支報告書に記載された前

期末支払資金残高の金額が誤っていた事例

(株式会社こどもの森)

(川崎区役所こども支援室)

(ウ) 川崎市宮前スポーツセンターの収支計画書及び収支決算書につい

て、自主事業に係る収支が正確に計上されていなかった事例

(株式会社明治スポーツプラザ・公益財団法人川崎市スポーツ協会  
共同事業体)

(宮前区役所まちづくり推進部地域振興課)

イ 施設の有効利用等について検討すべきもの

利用者の打合せ、食事、休憩等の場所として設けられている川崎市  
とどろきアリーナの情報サロンについて、施設の有効利用及び安全管  
理について検討すべき事例

(川崎市スポーツ協会・三井物産ファシリティーズ共同事業体)

(中原区役所まちづくり推進部地域振興課)

ウ 指定管理施設の備品管理を適正に行うべきもの

(ア) 川崎市緑化センターにおいて、協定書に基づき指定管理者が作成  
する備品の管理台帳に登載漏れがあった事例

(公益財団法人川崎市公園緑地協会)

(建設緑政局緑政部公園管理課)

(イ) 川崎市大山街道ふるさと館の備品について、保管換え手続が適正  
に行われていなかった事例

(高津区役所まちづくり推進部総務課)

(ウ) 川崎市大山街道ふるさと館の備品整理簿について、備品の規格が  
誤って登載されていた事例

(川崎市大山街道ふるさと館共同運営事業体)

(高津区役所まちづくり推進部総務課)

(エ) 川崎市大山街道ふるさと館及び川崎市有馬・野川生涯学習支援施  
設において、指定管理料で購入した本市帰属備品が備品整理簿に登  
載されていなかった事例

(川崎市大山街道ふるさと館共同運営事業体、アクティオ株式会社)

(高津区役所まちづくり推進部総務課、宮前区役所まちづくり推進部生涯学習支援課)

エ 利用料金等の収納確認を適切に行うべきもの

川崎市民プラザにおいて、利用料金等の現金収納に係る確認書類に押印をしていなかった事例

(市民プラザNTJ共同事業体)

(市民・こども局市民生活部庶務課)

オ 指定管理業務の内容を明確にすべきもの

(ア) 川崎市特別養護老人ホームこだなかにおいて、指定管理業務として実施されている実習生の受入れ及びデイサービス体験について、業務の内容を示す書類が作成されていなかった事例

(社会福祉法人中川徳生会)

(健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課)

(イ) 川崎市恵楽園において、指定管理業務として実施されている公衆電話の設置及び管理について、業務の内容を示す書類が作成されていなかった事例

(社会福祉法人川崎聖風福祉会)

(健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課)

カ 寄附金等の取扱いについて明確にすべきもの

川崎市特別養護老人ホームこだなかにおいて受領した寄附金及び寄贈物品について、帰属等の取扱いが不明確であった事例

(社会福祉法人中川徳生会)

(健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課)

キ 旧回数券の取扱いについて整理すべきもの

市が平成12年以前に販売していた旧回数券の取扱いについて、その整理がなされないまま川崎市体育館において使用されていたため、制度所管と協議のうえ、全市で統一的な取扱いとなるよう整理すべき事例

(川崎区役所まちづくり推進部地域振興課)

ク 収支計画書等について見直すべきもの

川崎市幸スポーツセンター及び川崎市石川記念武道館における収支計画書及び収支報告書に不備があったため、自主事業に関する収支状況が不明確であった事例

(株式会社明治スポーツプラザ)

(幸区役所まちづくり推進部地域振興課)

ケ 拾得物の取扱いについて明確に定めを設けるべきもの

川崎市とどろきアリーナにおいて拾得された現金について、遺失者が判明しなかった際の取扱いの定めがなく、指定管理者の雑収入としていた事例

(川崎市スポーツ協会・三井物産ファシリティーズ共同事業体)

(中原区役所まちづくり推進部地域振興課)

コ 正確な事業計画書を提出すべきもの

川崎市大山街道ふるさと館の事業計画書について、物品販売等の自主事業の内容が正確に記載されていなかった事例

(川崎市大山街道ふるさと館共同運営事業体)

(高津区役所まちづくり推進部総務課)

サ 事業報告等を適正に行うべきもの

(ア) 川崎市大山街道ふるさと館において、協定書で提出することとさ

れている要望・苦情等対応表が提出されていなかった事例

(川崎市大山街道ふるさと館共同運営事業体)

(高津区役所まちづくり推進部総務課)

(イ) 川崎市麻生スポーツセンターにおける事業報告書について、指定管理事業であるスポーツ教室事業の開催講座数等が正確に記載されていない事例

(シンコースポーツ株式会社)

(麻生区役所まちづくり推進部地域振興課)

シ 業務の位置付けを明確にすべきもの

川崎市宮前スポーツセンター、川崎市有馬・野川生涯学習支援施設及び川崎市麻生スポーツセンターにおいて、有料で行われている複写サービスが協定書、仕様書等に定められておらず、当該業務の位置付けが不明確であった事例

(株式会社明治スポーツプラザ・公益財団法人川崎市スポーツ協会共同事業体、アクティオ株式会社、シンコースポーツ株式会社)

(宮前区役所まちづくり推進部地域振興課、同生涯学習支援課、麻生区役所まちづくり推進部地域振興課)

## 参考資料

### 財政援助団体等監査の対象団体等の概要

(基本財産は平成25年3月31日現在)

#### 1 財政援助団体

##### 川崎市信用保証協会

###### 団体及び財政援助の概要

設立年月日	昭和23年9月28日
設立目的	中小企業者等のために信用保証の業務を行い、もってこれらの者に対する金融の円滑化を図ることを目的とする。
財政援助の種類	補助金 8億3,092万円
主な補助金	保証料補助金 7億6,452万円 代位弁済補助金 6,640万円

#### 2 出資団体

##### (1) 公益財団法人川崎市スポーツ協会

###### 団体の概要

設立年月日	平成4年7月3日
設立目的	市民のスポーツ文化の普及・振興・競技スポーツの強化及びスポーツに関する指導者・組織の育成を図ることにより、川崎市のスポーツ振興の核づくりに努め、もって明るく豊かな市民生活の形成に寄与することを目的とする。
基本財産	1億1,000万円
本市の出捐状況	4,500万円(40.9%)

##### (2) 公益財団法人川崎市公園緑地協会

###### 団体の概要

設立年月日	昭和46年4月1日
設立目的	緑の保全と緑豊かな街づくりの推進及び公園緑地の円滑な運営を通して市民に健全な利用の促進を図り、潤いと安らぎのある街づくりを行うことによつて、地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。
基本財産	1億3,099万円 (※本市出捐金との差額は有価証券評価方法の変更等によるもの)
本市の出捐状況	1億3,100万円(100.0%)

### (3) 公益財団法人川崎市学校給食会

#### 団体の概要

設立年月日	昭和33年5月1日
設立目的	川崎市立学校の学校給食に関する事業を行うことにより、成長期における児童生徒の健全な食生活に関わる食育を推進し、豊かな市民生活に寄与することを目的とする。
基本財産	100万円
本市の出捐状況	100万円(100.0%)

### (4) 公益財団法人川崎市生涯学習財団

#### 団体の概要

設立年月日	平成2年5月22日
設立目的	川崎市における豊かな生涯学習社会の実現を図るため、教育、学術及び文化等に関する各種の事業を行うとともに、市民に自主的な活動及び交流の場を提供し、活力に満ちた市民自治社会の構築に寄与することを目的とする。
基本財産	2億円
本市の出捐状況	2億円(100.0%)

## 3 指定管理者

### (1) 市民プラザNTJ共同事業体

公の施設の名称 川崎市民プラザ

#### 施設の概要

設置目的	市民の健康の増進及び文化の振興を図るとともに、市民相互の交流の機会を提供し、もって市民の福祉の向上に寄与するため。
設置場所	川崎市高津区新作1丁目19番1号
主な事業内容	1 健康の増進に資する教室の開催に関すること。 2 文化及び教養に関する講座の開催に関すること。 3 市民相互の交流を促進するための行事等の開催に関すること。 4 施設及び設備を利用に供すること。 5 前各号に掲げるもののほか、設置目的を達成するために必要な事業に関すること。
指定期間	平成24年4月1日から平成27年3月31日まで
指定管理料	2億1,750万円

## (2) 社会福祉法人中川徳生会

公の施設の名称 川崎市特別養護老人ホームこだなか

### 施設の概要

設置目的	老人福祉法（昭和38年法律第133号）第11条第1項第2号の措置に係る者又は介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る地域密着型介護サービス費若しくは介護福祉施設サービスに係る施設介護サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者を入所させ、養護するため。
設置場所	川崎市中原区上小田中1丁目28番55号
主な事業内容	1 老人福祉法の規定による老人デイサービス事業（介護保険法の規定による認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護を除く。）に関する事 2 老人福祉法の規定による老人短期入所事業に関する事 3 老人福祉法第11条第1項第2号の措置に係る者又は介護保険法の規定による介護福祉施設サービスに係る施設介護サービス費の支給に係る者の入所及び養護に関する事 4 地域の老人の福祉に関する各般の問題につき、老人、その者を現に養護する者、地域住民その他の者からの相談に応じ、必要な助言を行うこと 5 居宅において介護を受ける老人及びその者を現に養護する者に対する老人福祉法第20条の7の2第1項に規定する援助に関する事 6 介護保険法の規定による居宅介護支援の提供に関する事
指定期間	平成23年4月1日から平成28年3月31日まで
指定管理料	6万円

## (3) 社会福祉法人川崎聖風福祉会

公の施設の名称 川崎市恵楽園

### 施設の概要

設置目的	老人福祉法第11条第1項第1号の措置に係る者を入所させ、養護するとともに、その者が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行うため。
設置場所	川崎市高津区下作延2丁目26番1号
主な事業内容	1 老人福祉法の規定による老人デイサービス事業（介護保険法の規定による認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護に係るものを除く。）に関する事 2 老人福祉法第11条第1項第1号の措置に係る者の入所及び養護に関する事 3 介護保険法の規定による居宅介護支援の提供に関する事
指定期間	平成23年4月1日から平成28年3月31日まで
指定管理料	2億5,830万円

#### (4) 公益財団法人川崎市公園緑地協会

公の施設の名称 川崎市緑化センター

大師公園

施設の概要

##### ア 川崎市緑化センター

設置目的	都市緑化を推進することにより、良好な都市環境の形成を図り、もって市民の健康で快適な生活の確保に寄与するため。
設置場所	川崎市多摩区宿河原6丁目14番1号
主な事業内容	1 都市緑化に係る相談、指導及び広報活動に関する事。 2 樹木、草花及び種苗の配布及びあっせんに関する事。 3 その他設置目的の達成に必要な業務に関する事。
指定期間	平成22年4月1日から平成27年3月31日まで
指定管理料	4,698万円

##### イ 大師公園

設置目的	公共の福祉の増進に資するため。
設置場所	川崎市川崎区大師公園1番
主な事業内容	都市公園又はその一部の区域の管理のために必要な業務
指定期間	平成24年4月1日から平成29年3月31日まで
指定管理料	3,740万円

#### (5) 川崎市スポーツ協会・三井物産ファシリティーズ共同事業体

公の施設の名称 川崎市体育館

川崎市とどろきアリーナ

施設の概要

##### ア 川崎市体育館

設置目的	市民体育の振興並びに文化の向上を図るための事業その他各種集会の用に供するため。
設置場所	川崎市川崎区富士見1丁目1番4号
主な事業内容	1 スポーツの指導及び助言に関する事。 2 スポーツ団体の育成に関する事。 3 スポーツの指導者の育成のための講習会の開催に関する事。 4 各種スポーツ教室の開設に関する事。 5 体育館の施設及び設備を利用に供すること。 6 その他体育館の設置目的を達成するために必要な業務に関する事。
指定期間	平成23年4月1日から平成26年3月31日まで
指定管理料	7,217万円

## イ 川崎市とどろきアリーナ

設置目的	生涯スポーツの振興及び市民文化の向上を図るため。
設置場所	川崎市中原区等々力1番3号
主な事業内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 施設及び設備を利用に供すること。</li> <li>2 スポーツの指導及び助言に関すること。</li> <li>3 スポーツ及び体力についての相談に関すること。</li> <li>4 各種スポーツ教室の開催に関すること。</li> <li>5 スポーツの指導者養成のための研修会及び講習会の開催に関すること。</li> <li>6 スポーツに係る情報提供に関すること。</li> <li>7 その他設置目的を達成するために必要な事業に関すること。</li> </ol>
指定期間	平成23年4月1日から平成28年3月31日まで
指定管理料	2億8,744万円

## (6) 株式会社こどもの森

公の施設の名称 川崎市かわなかじま保育園

### 施設の概要

設置目的	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条に基づき、日々保護者の委託を受けて、その乳児又は幼児を保育するため。
設置場所	川崎市川崎区藤崎2丁目19番2号
主な事業内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 児童福祉法24条第1項の規定による保育の実施</li> <li>2 児童福祉法第48条の3第1項による情報の提供及び相談及び助言の実施</li> <li>3 延長保育の実施</li> <li>4 一時保育の実施</li> </ol>
指定期間	平成23年4月1日から平成28年3月31日まで
指定管理料	1億5,552万円

## (7) 株式会社明治スポーツプラザ

公の施設の名称 川崎市幸スポーツセンター

川崎市石川記念武道館

### 施設の概要

#### ア 川崎市幸スポーツセンター

設置目的	市民のためにスポーツの普及及び振興に関する各種の事業を行い、もって市民の心身の健全な発達に寄与するため。
設置場所	川崎市幸区戸手本町1丁目11番地3
主な事業内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 スポーツの指導及び助言に関すること。</li> <li>2 スポーツ及び体力についての相談に関すること。</li> <li>3 各種スポーツ教室の開催に関すること。</li> <li>4 スポーツの指導者育成のための研修会及び講習会の開催に関すること。</li> <li>5 スポーツのために施設及び設備を利用に供すること。</li> <li>6 その他スポーツセンターの設置目的を達成するために必要な事業に関すること。</li> </ol>
指定期間	平成23年4月1日から平成28年3月31日まで
指定管理料	4,984万円

## イ 川崎市石川記念武道館

設置目的	武道を通して、市民体育の普及及び振興を図り、もって豊かな市民生活の形成に寄与するため。
設置場所	川崎市幸区下平間357番地
主な事業内容	1 武道の指導及び助言に関すること。 2 武道団体の育成に関すること。 3 武道の指導者の育成のための講習会の開催に関すること。 4 武道のために施設及び設備を利用に供すること。 5 その他武道館の設置目的を達成するために必要な業務に関すること。
指定期間	平成23年4月1日から平成28年3月31日まで
指定管理料	1,493万円

## (8) 川崎市大山街道ふるさと館共同運営事業体

公の施設の名称 川崎市大山街道ふるさと館

### 施設の概要

設置目的	川崎市における脇（わき）往還の一つである大山街道に係る歴史、民俗等に関する資料及び郷土にゆかりのある人の美術、文学等の作品等の展示を行うとともに、市民に学習の場を提供し、もって市民の文化の発展に寄与するため。
設置場所	川崎市高津区溝口3丁目13番3号
主な事業内容	1 大山街道に係る歴史、民俗等に関する資料及び郷土にゆかりのある人の美術、文学等の作品等の展示に関すること。 2 施設及び設備の利用に関すること。 3 その他設置目的を達成するために必要な事業に関すること。
指定期間	平成21年4月1日から平成26年3月31日まで
指定管理料	2,300万円

## (9) 株式会社明治スポーツプラザ・公益財団法人川崎市スポーツ協会共同事業体

公の施設の名称 川崎市宮前スポーツセンター

### 施設の概要

設置目的	市民のためにスポーツの普及及び振興に関する各種の事業を行い、もって市民の心身の健全な発達に寄与するため。
設置場所	川崎市宮前区犬蔵1丁目10番3号
主な事業内容	1 スポーツの指導及び助言に関すること。 2 スポーツ及び体力についての相談に関すること。 3 各種スポーツ教室の開催に関すること。 4 スポーツの指導者育成のための研修会及び講習会の開催に関すること。 5 スポーツのために施設及び設備を利用に供すること。 6 その他スポーツセンターの設置目的を達成するために必要な事業に関すること。
指定期間	平成23年4月1日から平成28年3月31日まで
指定管理料	4,911万円

(10) アクティオ株式会社

公の施設の名称 川崎市有馬・野川生涯学習支援施設

施設の概要

設置目的	地域における市民の主体的な学習活動の支援を行うことにより、生涯学習の振興を図り、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会の構築に寄与するため。
設置場所	川崎市宮前区東有馬4丁目6番1号
主な事業内容	1 市民の主体的な学習活動を支援するために施設及び設備を利用に供すること。 2 図書、資料等を備え、及び利用に供すること。 3 その他設置目的を達成するために必要な事業に関する事。
指定期間	平成24年4月1日から平成29年3月31日まで
指定管理料	4,298万円

(11) 株式会社多摩オールフラッツ

公の施設の名称 川崎市多摩スポーツセンター

施設の概要

設置目的	市民のためにスポーツの普及及び振興に関する各種の事業を行い、もって市民の心身の健全な発達に寄与するため。
設置場所	川崎市多摩区菅北浦4丁目12番5号
主な事業内容	1 スポーツの指導及び助言に関する事。 2 スポーツ及び体力についての相談に関する事。 3 各種スポーツ教室の開催に関する事。 4 スポーツの指導者育成のための研修会及び講習会の開催に関する事。 5 スポーツのために施設及び設備を利用に供すること。 6 その他スポーツセンターの設置目的を達成するために必要な事業に関する事。
指定期間	平成22年12月1日から平成33年3月31日まで
指定管理料	1億2,345万円

(12) シンコーススポーツ株式会社

公の施設の名称 川崎市麻生スポーツセンター

施設の概要

設置目的	市民のためにスポーツの普及及び振興に関する各種の事業を行い、もって市民の心身の健全な発達に寄与するため。
設置場所	川崎市麻生区上麻生3丁目6番1号
主な事業内容	1 スポーツの指導及び助言に関する事。 2 スポーツ及び体力についての相談に関する事。 3 各種スポーツ教室の開催に関する事。 4 スポーツの指導者育成のための研修会及び講習会の開催に関する事。 5 スポーツのために施設及び設備を利用に供すること。 6 その他スポーツセンターの設置目的を達成するために必要な事業に関する事。
指定期間	平成23年4月1日から平成28年3月31日まで
指定管理料	4,702万円